選挙運動用自動車使用契約書

井川町　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の使用について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために使用する。

２　車種及び自動車登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　日間

５　契約金額　　金　　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　　円）

（内訳　１日につき　　　　　　　円（税込）×　　　　　日間）

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

７　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　井川町　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

選挙運動用自動車賃借契約書

　井川町　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために使用する。

２　車種及び自動車の登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　日間

５　契約金額　　金　　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　　円）

（内訳　１日につき　　　　　　　円（税込）×　　　　　日間）

６　使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

８　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　井川町　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

井川町　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自働車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために使用する自動車に燃料を供給する。

２　供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号

３　供給場所　　所在地

名　称

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　日間

５　単　　価　　単価１リットル当たり　　　　　円

６　契約金額　　期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額

７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

８　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　井川町　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

選挙運動用自動車運転手契約書

井川町　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　　公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために使用する自動車を運転する。

２　運転する車の自動車登録番号又は車両番号

３　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　までの　　　　日間

４　契約金額　　金　　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　　円）

（内訳　１日につき　　　　　　　円×　　　　日間）

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　井川町　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

氏　名

選挙運動用ビラ作成契約書

井川町　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４２条に定める選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第１４２条に定めるビラ（　　　種類）

２　作成枚数　　　　　　　　枚

３　契約金額　　金　　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　　円）

（単価　　　　円×　　　　枚）

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　井川町　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

井川町　　　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４３条に定める選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第１４３条に定めるポスター

２　作成枚数　　　　　　枚

３　契約金額　　金　　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税金　　　　　　　　円）

（単価　　　　円×　　　　枚）

４　契約期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、井川町議会議員選挙及び井川町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき井川町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が井川町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により井川町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　井川町　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者